

「消したはず 決めつけないで もう一度」

全国一斉 秋の火災予防運動

◎火を使う機会も増え、空気も乾燥し、火災が起きやすくなる季節です！

全国一斉 秋の火災予防運動が、11月9日(水)～15日(火)までの7日間実施されます。

桂川町でも、11月6日～12日の間、各地域において消防団が夜警・火災予防啓発活動等を行います。また、この期間中は、20時に防災サイレンを1分程度鳴らします。

◎秋の火災予防運動2大推進項目

今年度の秋の火災予防運動では、2つの推進項目が掲げられています。

老朽化した消火器にご注意ください！

今年9月に大分県宇佐市で、消火器の中身の抜き取り作業中に消火器が破裂し、男性1名が死亡するという事故が発生しました。

※消火器が風雨にさらされる場所等に設置されていないかを確認するとともに、消火器の腐食が進んでいる場合は、絶対に使用しないでください。

※不用になった消火器は、放射、解体等を自ら行うことなく、回収を行う業者に廃棄処理を依頼してください。



住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

現在は、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器は、煙や熱を感知して、いち早く火災発生を知らせてくれます。住宅用火災警報器を備えていたことで、大切な生命や財産を守ることができた事例も数多く報告されています。未設置の世帯では、早急の設置をお願いします。

※近年、これに便乗した不適正な価格(市場価格を超える高額な価格)・無理強い販売などを行う業者も発生していますので、ご注意ください。

高齢者を狙った

強引な「浄水器」の販売にご注意ください！

こんな事例が報告されています！

知らない人が水道工事や水質調査のアンケートなどと言って自宅にやって来た。強引に浄水器を勧められ、勝手に取り付けられた。浄水器の金額は30万円で、契約書や領収書はなかった。

(とにかく強引だったので、とても怖くて断れなかった・・・)

被害にあわないためには！

- ★知らない人を自宅に上がらせない。
- ★帰ってくださいと言って帰らない場合は110番通報してください。
- ★お金を払う前に警察や消費生活センターへご相談ください。

【問合先】福岡県消費生活センター

☎092-632-0999